

佐倉市条例第 号

佐倉市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 堤防（第三条―第十四条）

第三章 床止め（第十五条―第十八条）

第四章 水門及び樋門（第十九条―第二十五条）

第五章 揚水機場及び排水機場（第二十六条―第二十九条）

第六章 橋（第三十条―第三十六条）

第七章 雑則（第三十七条・第三十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第百条第一項にお

いて準用する法第十三条第二項の規定に基づき、河川管理施設又は法第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防、床止めその他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）において使用する用語の例による。

## 第二章 堤防

（適用の範囲）

第三条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

（構造の原則）

第四条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

（材質及び構造）

第五条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁

を有するものとすることができる。

(高さ)

第六条 堤防の高さは、計画高水位に〇・六メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が〇・六メートル未満である区間においては、計画高水流量が一秒間につき五十立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が二・五メートル以上である場合は、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、計画高水位に〇・三メートルを加えた値以上とすることができる。

3 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第七条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間を除き、三メートル以上とするものとする。ただし、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が〇・六メートル未満である区間においては、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすることができる。

項	計画高水流量（単位 一時間につき立方メートル）	天端幅（単位 メートル）
一	五〇未満	二
二	五〇以上一〇〇未満	二・五

（盛土による堤防の法<sup>の</sup>勾配等）

第八条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間を除き、五十パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

（護岸）

第九条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

（水制）

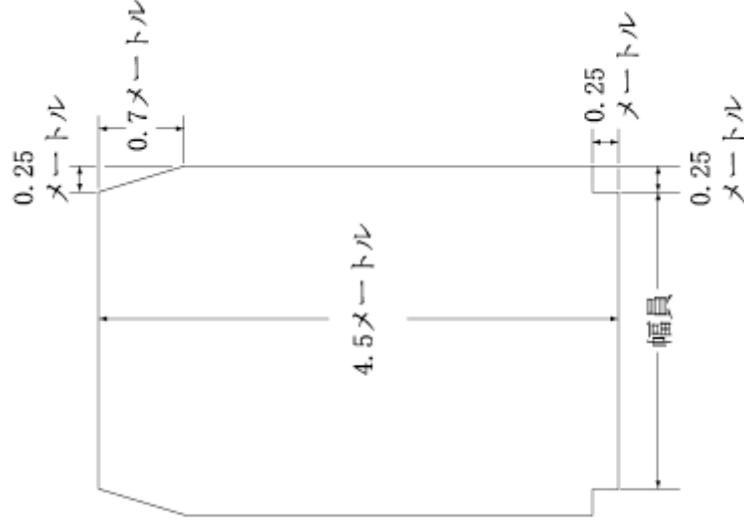
第十条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所<sup>に</sup>水制を設けるものとする。

（管理用通路）

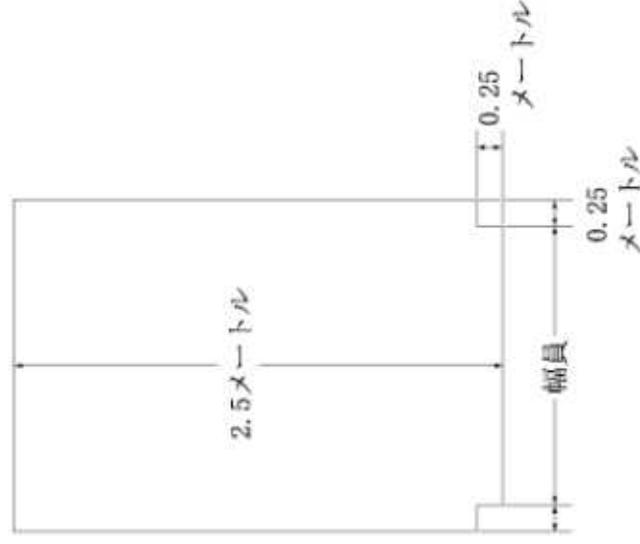
第十一条 堤防には、次に掲げるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」とい

う。) を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

一 幅員は、三メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



二 川幅が十メートル未満である区間においては、幅員は、二・五メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第十二条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第六条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によつて背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとは乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、第六条に規定する値を加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第七条の規定に

より定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

（天端幅の規定の適用除外等）

第十三条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第七条及び第十二条第二項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第七条及び第十二条第二項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

第十四条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（前二条を除く。）の規定を準用する。

### 第三章 床止め

（構造の原則）

第十五条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第十六条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第十七条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、次に掲げるところにより、護岸を設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から十メートルの地点又は護床工の上流端から五メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から十五メートルの地点又は護床工の下流端から五メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

二 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

三 河岸又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとすること。

(魚道)

第十八条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、次に掲げるところにより、魚道を設けるものとする。

- 一 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。
- 二 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

第四章 水門及び樋門

(構造の原則)

第十九条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第二十条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第二十一条 一級河川、二級河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

(ゲート等の構造)

第二十二条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第二十三条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さを下回らないものとするものとする。

(護床工等)

第二十四条 第十六条及び第十七条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

## 第五章 揚水機場及び排水機場

### （揚水機場及び排水機場の構造の原則）

第二十五条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

### （排水機場の吐出水槽等）

第二十六条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

### （流下物排除施設）

第二十七条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリー

ンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

#### (樋門)

第二十八条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

### 第六章 橋

#### (河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

第二十九条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

#### (橋台)

第三十条 堤防に設ける橋台は、堤防の表<sup>の</sup>法<sup>の</sup>肩より表側の部分に設けてはならない。

2 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

3 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(桁下高等)

第三十一条 橋の桁下高は、計画高水流量に応じ、計画高水位に第六条の値を加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 背水区間に設ける橋の桁下高は、治水上の支障がないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

一 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第六条に掲げる値を加えた高さ

二 計画高水位

3 地盤沈下のおそれがある地域に設ける橋の桁下高は、前二項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

4 橋面（路面、地覆その他流水が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又

は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、(計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第三十二条 第十六条及び第十七条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第三十三条 橋(取付部を含む。)は、管理用通路(管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路)の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

## 第七章 雑則

(適用除外)

第三十四条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下「河川管理施設等」という。)については、適用しない。

一 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によつて設けられる河川管理施設等

二 臨時に設けられる河川管理施設等

三 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

四 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第二章から第六章までの規定によるものと同等

以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例)

第三十五条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあつては、法第二十六条の許可。

以下この条において同じ。)があつた後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この

条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によつてこの条例の規定に適合しないことと

なつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつ

たものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後

である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、

この限りでない。

## 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。